

2017年7月11日

資料4

第6回東京都地域がん登録事業運営委員会

議事(2)

都道府県がん登録審議会への対応

がん登録等の推進に関する法律における がん登録等の情報の利活用

- 国・都道府県等
 - ➔ がん対策の充実，医療機関への情報提供，統計等の公表，患者等への相談支援
- 医療機関
 - ➔ 患者等に対する適切な情報提供，がん医療の分析・評価等，がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者
 - ➔ がん医療の質の向上等に貢献



国民への情報提供を充実させ，がん医療の質の向上等を図り，がん対策を科学的知見に基づき実施

がん登録推進法における データ利活用時の審査

利用主体	法での規定	利用所管	審議会
国	厚生労働大臣等による利用 (第17条1)	国	国 (第17条2)
都道府県	都道府県知事による利用等 (第18条1)	都道府県	都道府県 (第18条2)
区市町村	市町村等への提供 (第19条1)	都道府県	都道府県 (第19条2)
病院等	届出されたがん情報(第20条)	都道府県	(-)
研究者	複数都道府県がん情報 (第21条4)	国	国 (第21条7)
研究者	単一都道府県がん情報 (第21条8,9)	都道府県	都道府県 (第21条10)

がん登録予後情報提供について

- 全国がん登録(2016年以降の診断症例)の届出を行った病院は、届出を行った症例の予後情報の取得が可能(**がん登録推進法第20条**)
 - ✎ 病院での利用は、生存率などの集計データとしては使えるが、患者ごとの診療録への還元は不可能とされる
 - ✎ 初回分(2016年症例)の予後情報提供は、2016年データが固定する2019年1月以降となる見込み
- 地域がん登録(2015年以前の診断症例)の予後情報は、統計法に基づく死亡票収集である
 - ✎ 病院ごとの地域がん登録データの届出データ確認作業を実施予定
 - ✎ 初回分(2012年症例)は、地域がん登録データの**全国照合後**となる見込み